

くらしのサポーター

徳島県消費生活センター

通信

2021
10月号

No.180

予期せぬ“サブスク”の請求トラブルに注意！

「サブスクリプション（以下、「サブスク」という）」とは、定められた料金を定期的に支払うことにより、一定期間、商品やサービスを利用することができるサービスのことで、一般的に、一度契約をすると、解約しない限り自動的に支払いが継続されます。

全国の消費生活センターには、サブスクに関する相談が、毎月500件程度寄せられています。店舗における申し込みもありますが、インターネット上での申し込みが多く、中には契約内容等を正しく認識していないまま契約し、請求に気づいてトラブルになるケースもみられます。

【事例1】動画配信サービスの解約を忘れ、利用していないにもかかわらず代金を請求された

新型コロナが流行しており、自宅で過ごす良い方法がないか考えていたところ、「動画配信サービス無料トライアル」の広告を見つけ、申し込んだ。その後、半年ほど入会したことを忘れてしまい、1回も利用しなかった。最近、クレジットカードの利用確認をしたところ、配信サービスの月額料金として毎月約2000円の引き落としが続いていた。事業者連絡して退会したが、契約期間中の料金は請求されると言われた。利用していないのに代金を支払わなければならないことに不満だ。（70歳代 女性）

【事例2】1週間の無料体験のためにダイエットトレーニングアプリをダウンロードした後、退会したと思っていたら継続課金になっていた

ダイエットトレーニングアプリの1週間無料体験の広告を見て、スマホにアプリをダウンロードした。数日使い、必要ないと思った。退会手続きの方法が示されていなかったの、アプリを削除すれば退会になると思った。しかし最近になって、クレジットカードにそのアプリの利用料と思われる2万円の請求が上がっていることに気づいた。あまり利用しないカードだったので確認していなかったが、その前にも2万円引き落とされていることが分かった。事業者に問い合わせたところ、月5000円で4カ月分とのことだった。私は継続利用の申し込みをしたつもりはない。返金してほしい。（30歳代 女性）

◎「無料体験」「無料トライアル」の広告・表示をきっかけにサブスクを申し込む際には、契約条件をよく確認しましょう

◎解約する場合は、事業者の公式ホームページなどで手続き方法を確認しましょう

◎申し込む前に、契約の相手方の事業者名、サービス内容、解約方法を確認しましょう／申し込み時の登録情報は解約手続きに必要なになりますので忘れないようにしましょう

◎利用していないサブスクの支払いがないか、クレジットカード等の明細は毎月確認しましょう

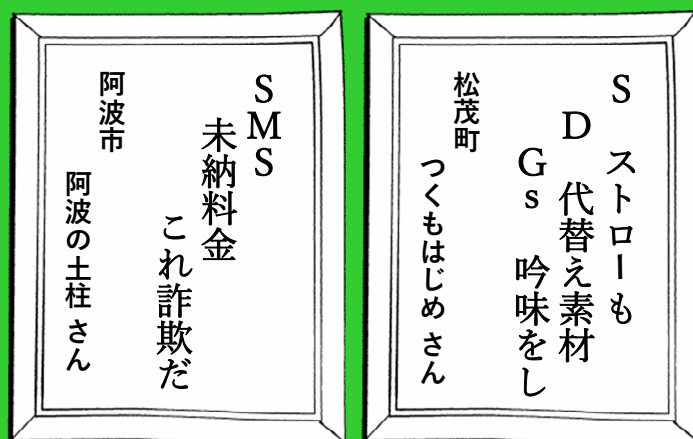
◎トラブルになったときには消費生活センター等に相談しましょう 【国民生活センター】

困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン

い や や
 **188**

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いします。

くらサポ川柳



カットパンによる乳児の窒息事故が発生

－小さくちぎって与え、飲み込むまで目を離さないで－

2020年10月、国民生活センターに、「10ヶ月頃から」と表示されたカットパンを10カ月の男児が食べて窒息し、死亡したという事故情報が寄せられました。また、2021年6月には、同じ銘柄の、対象年齢表示のないカットパンを11カ月の男児が食べ、喉に詰まらせて窒息したという事故情報が寄せられました。そこで、1歳前後の乳幼児の食品による窒息事故の再発防止のため、改めて注意喚起をします。なお、事故の知らせを受けた当該品の製造事業者は、対象年齢表示や注意表示の変更や大きさや物性の改善に取り組んでいます。

<消費者へのアドバイス>

◎1歳前後の乳幼児に食べ物を与える際は、無理なく食べられるよう、小さく切って与え、飲み込むまで目を離さないように注意しましょう。

子どもの食品による窒息事故を予防するためには、小さく切って食べやすい大きさにして与え、一口の量は子どもの口に合った無理なく食べられる量にすること、食事の際はお茶や水などを飲んで喉を湿らせること等が大切であるとされています。

◎食品で窒息が起こったときは、直ちに応急処置を行い、救急要請しましょう。

窒息後3～4分で顔色が青紫色等に変色（チアノーゼ）し、5～6分程度で呼吸が止まって意識を失い、15分を過ぎると脳死に至ると言われています。

苦しそうで顔色が悪く、泣き声も出ないときは、気道異物による窒息を疑い、直ちに応急処置を実施し、速やかに119番通報してください。【国民生活センター】

《コラム》10月10日は転倒予防の日

～県消費者法務相談員：中川まな美（弁護士）～



足下注意

みなさん、10月10日は、何の日でしょうか。

よく知られているのは、目の愛護デー（「1010」を横に倒すと眉と目の形になることから）ですね。

その他にも、銭湯の日（1010＝千十＝せんとおの語呂合わせ）、トマトの日（ト（10）マト（10）の語呂合わせ）、お好み焼きの日（お好み焼きを焼く音「ジュー（10）ジュー（10）の語呂合わせ）など、10月10日は、色々な日とされています。

ところで、日本転倒予防学会は、10月10日を「転倒予防の日」と提唱しています。10は、英語で「ten（テン）」、日本語で「とう」と読むことができるからです。

新型コロナウイルスの流行により、外出を控えるようになったため、運動不足になっている人が増えていると言われています。そして、運動不足により、身体機能が低下すると、当然、転倒の危険が大きくなりますし、一度の転倒で、大きなけがをしてしまうおそれが生じます。

特に高齢者は、転倒すると、骨折や頭部外傷等の大けがにつながりやすいですし、転倒してけがをし、入院するなどして、ますます体を動かすことが少なくなると、身体機能・認知機能が低下して、介護が必要になってしまうこともあります。



令和元年の厚生労働省の調査によると、高齢者の介護が必要となった主な原因は、認知症、脳血管疾患、高齢による衰弱に続き、「骨折・転倒」が4位となっています。高齢者が身近にいる方は、転倒事故が起きないように、是非とも気をつけたいところです。

転倒事故の多くは、自宅で発生していると言われています。この機会に、ご家庭で転倒しやすい箇所がないか、生活環境を見直してみたいでしょうか。

例えば、家族がよく歩く場所に電気器具のコードがありませんか。また、床の上に物を置いていませんか。こういったものは、つまづきやすいので、撤去したり、部屋の奥にまとめるといいでしょう。また、めくれやすかったり、滑りやすい敷物にも注意が必要です。お風呂や玄関には、てすりを設置するといいでしょう。

また、外出先でも、転倒の危険がある場所があります。

雨の日は、道路や床が濡れて滑りやすいため、特に注意が必要です。靴ひもが緩んでいないか、靴底がすり減ってつるつるになっていないかなども、改めて確認してみるといいでしょう。



消費者情報センターより

県消費者情報センターには、毎日様々な相談が寄せられています。最近、センターに寄せられた相談や、よくある相談についてご紹介します。

不要な靴を買取りに来てくれる？

「『不要な靴や鞆があれば買取る。家まで伺わせて欲しい』との電話があり、訪問を了承した。後刻、別の営業員から電話があり、訪問日時を決めた後で『貴金属等のアクセサリも見せて欲しい』と言われた。最初から貴金属が目的だったのではないだろうか」との相談が、センターに数件寄せられました。

訪問した営業員に不要な靴を出したところ、「不要な貴金属はないか」と言われ、ないと断っても、「見るだけでいい。ノルマがあるので、訪問したという証拠に写真だけでも撮らせて欲しい。」等と執拗に迫り、なかなか帰ってくれないこともあったようです。また、中には営業員の押しに負けてネックレスを出し、目を離れたすきにチェーンを切られ、「使いものにならないだろうから買取る」と言われたとの苦情もありました。

営業員が訪問してきた際、「貴金属を見せて欲しい」と言われても、売却したくなければ毅然とした態度で断りましょう。



消費者庁イラスト集より

店舗での買い物はクーリング・オフできません

店舗で、本、CD、家電製品、洋服等を買ったが、自分の都合で「返品したいと思い、店に持って行ったが、断られた。返品はできないのか。」といった相談がよくあります。

「クーリング・オフ」できるのでないかと思われるかもしれませんが、クーリング・オフは、不意打ち性のある訪問販売や電話勧誘販売の場合に適用される制度であって、店舗販売には適用されません。商品が不良品でない場合、返品・交換に応じるか否かは店の営業方針です。返品に応じている場合は、店が客へのサービスで応じているということです。応じる場合でも条件は店によって様々です。

一般的に本は一旦売れると古本になりますし、家電製品は通電すればまず返品はできません。洋服もバーゲン品の場合、返品できないと決めているところが多いようです。

正常に契約が成立している場合、店側の合意がなければ一方的に解約することはできません。物を買う場合は、返品ルールについてもよく確認するようにしましょう。

「クーリング・オフ」とは？

消費者にとって不意打ちに当たる訪問販売や電話勧誘などによる契約の場合、消費者に頭を冷やしてもう一度考え直す機会を与え、一定の条件のもとで消費者からの一方的な解約を認める制度が「クーリング・オフ」制度といい、特定商取引法で規定されています。

取引形態	適用対象	期間
訪問販売	自宅訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス、SF(催眠)商法等	8日間
電話勧誘販売	電話で勧誘され、申し込みをする契約	8日間
連鎖販売取引 (マルチ商法)	個人が販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘すれば収入が得られるとあって、連鎖的に販売組織を拡大する取引(中途解約も可)	20日間
業務提供誘引販売取引 (内職・モニター商法)	内職等の仕事を提供するので収入が得られると誘い、仕事に必要であるとして商品等を売りつけ金銭負担を負わせる取引	20日間
特定継続的役務提供	決められた金額、期間を超えるエステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療(店舗での契約を含む)	8日間
訪問購入	店舗以外の場所で、事業者が消費者から買い取る契約	8日間

・適用除外の商品・サービスがあります。また、上記以外で事業者が約款で定めている場合もあります。

・クーリング・オフは書面で行います。書き方、内容についてのご質問は消費生活センター☎188へ

くらしのコラム

人間五十年 下天のうち
～下天は化天か～

「人間五十年 下天のうちをくらぶれば
夢幻の如くなり」は、信長の物語には必
ず出てくる。ここで言われる下天（げて
ん）は化楽天（けらくてん）の略の化天
（けてん）であるとする説がある。

「大辞林（二版）」によれば、「下
天・・・天上界のうちすべてに劣っている
天のこと、人間界のこと」。また、化楽
天（化天）・・・六欲天のうち下から五番
目（註・地上から5番目）の天。ここに
生まれたものは、自ら楽しみをつくって
楽しみ、八百歳を一日として八千年の長
寿を得るという」

よく意味は分からないが、人間の八百
歳が化天の一日である。なおかつ八千年
生きられるのである。人間の五十年なん
て化天の八千年に比べれば比べ物になら
ないと、下天を化天として解説してある
ものもある。

くらしのサポーター 三原茂雄

絵てがみ



くらしのサポーター 福谷洋介

くらしのサポーターの皆様の投稿大歓迎！

くらサポ川柳への投稿、地域のイベント宣伝や 活動報告など、
掲載したいことがありましたら、お気軽におたずねください！

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0851 徳島市徳島町城内2番地1 とくぎんトモニプラザ 5階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

